

福島第一原発サブドレン汚染水の海洋放出計画の中止を求める決議

東京電力福島第一原子力発電所の過酷事故から3年9カ月、いまだ事故の収束もならず、12万余の住民が過酷な避難生活を強いられている中で、東京電力株式会社と国は、放射能汚染水の新たな海洋放出計画を実施しようとしている。

東京電力株式会社は8月、福島第一原発の原子炉建屋・タービン建屋周辺の地下水位を調整するサブドレン43本からくみ上げた高濃度放射性物質汚染水、サブドレン汚染水の処理施設設置を原子力規制庁に申請した。約500トンの試験くみ上げを行い、処理施設によって「十分な除去性能を得られた」と福島県漁業協同組合連合会に説明したが、トリチウム以外の放射性核種を除去するものでしかなく、漁業者は当然のことながら反発している。

福島第一原発では、地下水バイパスの汚染地下水を5月下旬から海洋放出しており、11月中旬までに約6万5,000トンに上る。トリチウムの放出は約115億ベクレル（第三者機関測定値）とされている。一方、原子炉建屋に1日約400トンの地下水が流入し、高濃度放射性物質汚染水となっている。建屋周辺のサブドレン汚染水を処理後とはいえ、十分な除去がされないまま海に放出する本計画は、地下水バイパスに「苦渋の決断」をした漁業者初め住民にとっては耐えがたいものである。本計画実施後は、さらに海側の地下水ドレンからのくみ上げ放出も予想される。漁業者や住民に困難な選択を迫る不誠実で不当な対応が繰り返されている。

放射能汚染水で海を汚すことは、「海の憲法」とも呼ばれる国連海洋法条約違反である。また、廃棄物その他の物の投棄による「海洋汚染の防止」に関する国際条約の「ロンドン条約」では、あらゆる放射性廃棄物の海洋投棄が全面禁止され、放射性排水も対象となっている。海は地球全体で一つにつながっている。放射能汚染水で海を汚し続けることは、国際ルールに反する行為である。と同時に、海産物の恵みを日常的に使用し続けている私たち三鷹市民のみならず日本人全体にとっても、その影響ははかり知れない。

よって、本市議会は、政府及び東京電力株式会社に対し、海洋汚染を拡大させ、国際的な信用を失うサブドレン汚染水の海洋放出計画は中止し、抜本的な汚染水対策を確立することを求めて、下記の通り要請する。

記

- 1 サブドレン汚染地下水海洋放出計画を中止し、タンク等、その他の汚染水も含め、より強固で耐久性の高い方法で貯蔵し、漏れを防ぎ、放出は絶対に行わないこと。
- 2 汚染水漏えい・流出事故及び海洋放出について、日本政府の責任を明らかにし

て集中して取り組み、海洋汚染を防ぐために最大限の努力をすること。

- 3 経済産業省の汚染水処理対策委員会を含む全ての政府関連の会議を公開し、透明性を確保した上で、汚染水対策については、国際的、学際的な英知を結集して対応に当たること。
- 4 東京電力株式会社は、地下水対策について、あらゆる情報を公開し、実効性に疑問のある凍土壁を中止し、コンクリート固化の検討など、抜本的な汚染水対策を確立すること。

上記、決議する。

平成26年12月19日

三 鷹 市 議 会